

益城町戸建て木造住宅改修等事業 利用の手引き

耐震診断補助

1. 事業の概要

(1) 目的

戸建て木造住宅の耐震診断を行う方に対して、その費用の一部を補助することにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とします。

(2) 補助の対象となる住宅

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 益城町内にある戸建て木造住宅であること
(併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)
- 現に住宅所有者が居住しているもの
- 在来軸組工法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）または伝統的構法によって建てられたもの
- 地上階数が3階以下のもの
- 平成12年（2000年）5月31日以前に着工したもの
- 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
- 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

(3) 補助の対象となる方

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 住宅の所有者
- 町税の滞納がない方

(4) 補助の対象となる耐震診断

- 一般診断法（一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改定版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による）
- 精密診断法（熊本県建築物の耐震改修の計画に認定に関する添付書類等を定める規則（平成26年6月24日規則第31号）第3条（1）に定める建築物耐震診断評価書類等を添付する場合を除き限界耐力計算及び時刻歴応答計算による方法を除く。）
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第1号

に示される方法

(5) 補助金の額

耐震診断に要する費用の 10分の9以内かつ上限13万5千円 (千円未満は切捨て)

(6) 申し込み期間

令和7年(2025年)9月30日(火)まで

※ 申し込み受け付けは先着順です。予算額に達し次第、上記の期日前に受付を終了する場合があります。

(7) 耐震診断を行う耐震診断士

木造住宅耐震診断講習会(地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催)の修了証の交付を受けた一級建築士、二級建築士及び木造建築士

※ 町では耐震診断士の紹介は行っておりません。

※ 熊本県のホームページ『熊本県建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報(県民のみなさま向け)』(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4513.html>)に、耐震診断・耐震改修設計等に関する講習会受講修了者のリストが掲載されていますので、参考にしてください。

(8) 書類の作成等については担当の耐震診断士へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類(補助金交付申請書、完了実績報告書など)の作成を行わなければなりません。書類の作成については、担当の耐震診断士へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。また、委任状を提出することで、書類の提出など手続きのすべてまたは一部を委任することができますので、担当の耐震診断士にご相談ください。

(9) 印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で構いません。ただし、浸透印(シャチハタ等)は使用できません。

また、各書類にはすべて同じ印鑑を使用してください。

(10) お問い合わせ・申し込み先

益城町役場 都市計画課 建築係（庁舎２階）

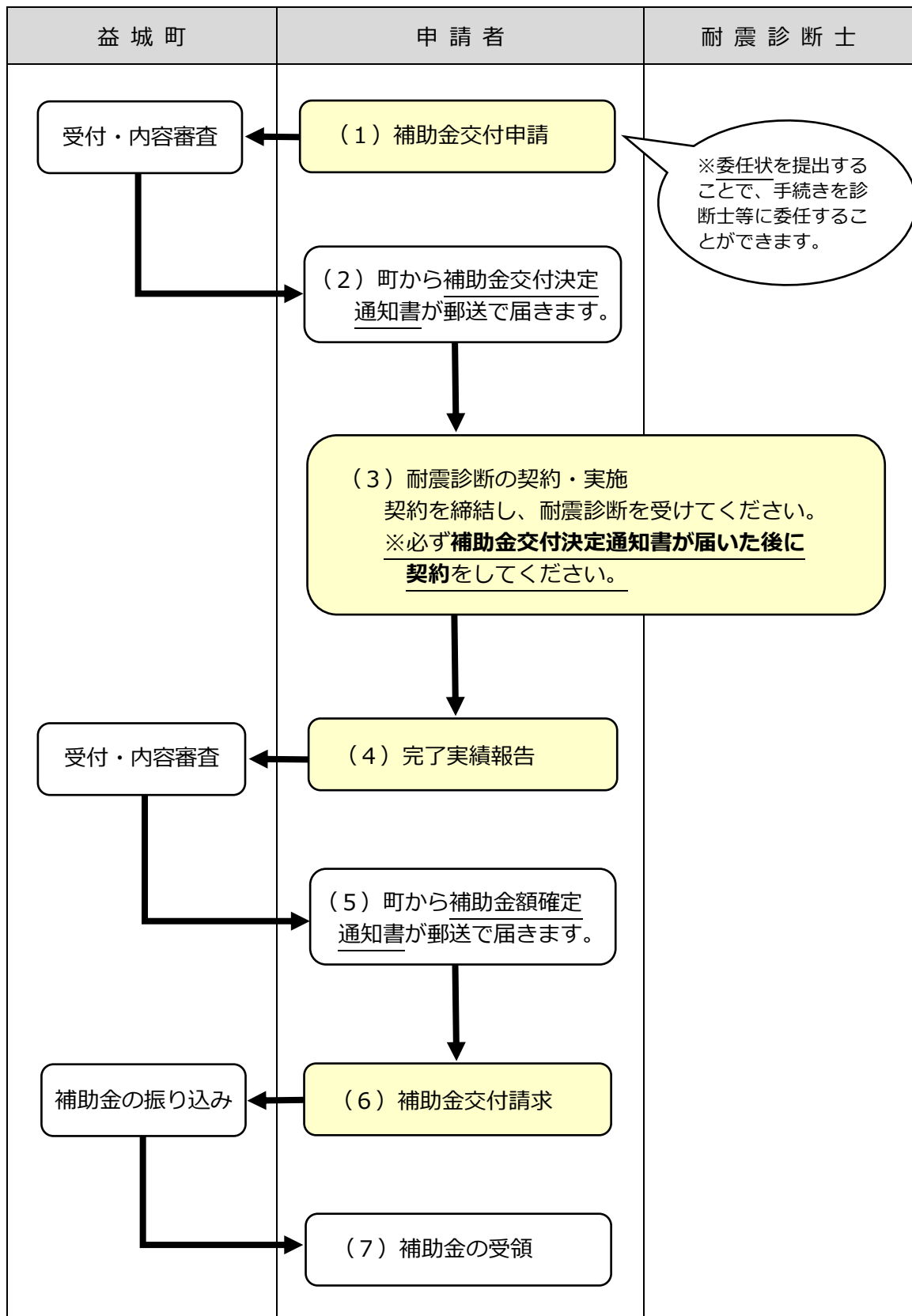
住 所：〒861-2295 益城町宮園 7 0 2 番地

電話番号：0 9 6－2 8 9－8 3 0 8

FAX 番号：0 9 6－2 8 6－4 5 2 3

メールアドレス：kentiku@town.mashiki.lg.jp

2. 事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請

補助の対象に該当するか確認ができれば、補助金交付申請書（提出書類チェックリスト1）の書類を用意し、提出してください。作成が困難なものは、耐震診断士へ作成を依頼してください。

※ 委任状を提出することで、手続きのすべてまたは一部を耐震診断士に委任することができます。

(2) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

交付申請書類の審査が済みましたら、町から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 耐震診断の契約・実施

耐震診断の契約を結び、診断を実施してください。

※ 補助金交付決定通知書の日付より前に契約をすると、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約をしてください。

(4) 完了実績報告

耐震診断が完了したら、速やかに完了実績報告書（提出書類チェックリスト2）を提出してください。作成が困難なものは、耐震診断士へ作成を依頼してください。

(5) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の審査が済みましたら、町から補助金額確定通知書を郵送します。

(6) 補助金交付請求

補助金交付請求書（提出書類チェックリスト3）を提出してください。

以上で申請者が行う手続きは終了です。

(7) 補助金の受領

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。町から入金との連絡は行いませんので、通帳にて振り込みの確認をしてください。

補助金が振り込まれたら事業は完了となります。